

第3回 津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会

日時：平成29年12月11日（月）

15:00～18:00

場所：水管理・国土保全局 A会議室

議事要旨

1 前回懇談会の振り返り

- ・ 砂浜でモニタリングなどの一定の維持管理を行うにあたっては、空間スケールと併せて、どのような時間スケールを考慮して捉えるべきかを追記しておくべき。
- ・ 1日から数年という時間スケールで砂浜の変動があるという補足説明を付記すべき。
- ・ 政策に関しても動学的に捉える、便益も動学的に捉えるというキーワードが必要。
- ・ 生態系に関する便益評価など、海岸以外の他分野も含めて、国交省として先駆的なものがあれば参考にすべき。
- ・ 砂浜そのものの便益という考え方について、便益は何らかのアクションに対して初めて便益となるので、存在そのものの便益という概念はない。例えば、放っておけば確実に砂浜が無くなるため何かアクションすれば砂浜が保全できる、ということであれば便益というとらえ方ができるかもしれない。
- ・ 砂丘があることによる侵食被害軽減や、植生等からなる生態系などの存在価値については、有・無で比較する条件をクリアにしておけば評価することはできる。

2 津波防災地域づくりに関する議論

- ・ 厳しいことを言えば、津波災害警戒区域を指定したから、瞬間的に防災意識が高まったというだけで、意識継続には継続的な取組が必要。
- ・ 都市局の復興事前準備ガイドラインの狙いについて、市町村の実態としては、財源の手当て、人材不足などが課題となっており、これらへの手当てを考えないと、現実的な対応にならないのではないかという事が懸念される。
- ・ 今回の取組もそこを考慮しており、ステージ1として予算がかからないチェックリストによる現状確認、ステージ2として何らかの計画に位置づけるところ、ここまでをやっていただきたいと考えている。実際に区画整理事業を行ったり、多額の予算を要するステージ3以降はその次となる。
- ・ 都市局の事前復興計画において対象としているのは都市計画区域なのか。海岸沿いは市街地だけでなく、農地や漁業など土地利用がモザイク状となっている。
- ・ まずは、都市マスタープランを対象に検討を行い、次にその他の地域を検討いただき、各種計画に書き込んでいただければと考えている。
- ・ 復興まちづくりガイダンスは、東日本大震災と同じような災害があれば役に立つ事例集あり、地域特性によっては事例がそのまま参考になるわけではないので、

- 各地域で検討しておく仕組みとして、復興まちづくりイメージトレーニングがある。事前復興には2つ概念があり、区別して議論することが必要である。一つは、事前の復興検討であり、ハード整備は含まない。もう一つは、どうせ復興するならば事前に対策を講じておくという防災・減災の上乗せであり、ハード整備も含む。
- ・ 土地利用規制による減災については、土地利用させないのでなく、これ以上リスクを蓄積させずに、長い時間の中で減らしていく工夫を行うという認識を持つことが重要である。
 - ・ 津波防災地域づくり法は、バラバラな各施策を束ねて総合的に進めていくというのが法の趣旨であったはずだが、うまくいっていないのは何かしら欠点があるからで、それが何か見えれば改善の仕方が議論できるのではないか。
 - ・ 市町村からすると、国、県の施策をどう使えば良いか見えておらず、メリットを見いだせていないのではないか。
 - ・ それぞれ担当が異なる中で、連携が十分でない面もある。県では予算を如何に確保するかが課題。仮に L1 津波対応の整備を行うとしてもその費用は膨大である。
 - ・ 防護の重要性はわかるが、地域の過疎化が進行しており、津波対策を実施していくことを強調すると、さらに人が行かなくなるという側面もある。バランスをどう考えれば良いのか。
 - ・ 津波リスクを前面に出すと風評被害が出るという状況ではなく、むしろ津波リスクを示すと同時にその対策をしっかりと示していくことで、その地域が信頼されるように変えていくという方向にしたい。また、国としてもそのような地域を支援していくことが重要だと考えている。
 - ・ 津波の影響は既に地価に織り込み済みである。これからは、対策をすれば地域の価値が戻っていくという方向に進むと思うが、津波警戒区域という名称については、前向きな対策を推進している呼び方に変えるべきではないか。
 - ・ 津波発生の不確実性が故に、準備や事前投資への必要性が分かりづらくなっている部分がある。
 - ・ 各施策で対象としている時間軸がバラバラである。繰り返し発生する津波の再現期間と同じ時間軸に当てはめて、それぞれの施策を見ることが重要である。
 - ・ L1 津波に対して、低くしている海岸もあれば、L2 津波相当に対応しようとしている海岸もある。海岸堤防高は L1 津波高を基本としているが、L1 よりも低い堤防とする意思決定をした地域に対する支援メニューを作った方がいいのではないか。
 - ・ L1 津波の設定は、堤防の高さを決めて陸側を決めるというやり方、市街地側から考えて堤防を考えるというやり方がある。陸側から考える方が良いのではないか。
 - ・ 陸側、海側のどちらから先に見るのが良いというより、これら両面から見てトータルで議論する必要があったが、これまでそれすら議論してこなかったのではないか。
 - ・ 暫定について、規模の経済性の制約条件を含めて議論すべき。
 - ・ 論点の 3~5 については、委員皆応援するという意見と認識した。論点 2 については、様々な制度の協議会があって、事務局である市町村の負担が大きい。実態は同

じようなメンバーとなっているので、協議会を総合的にする枠組みと、そのような協議会を支援することが必要ではないか。

- ・ 包括的な協議会で、色々なテーマが話し合えるという場が必要ではないか。また、協議会の中でどのように意思決定されるか、また、どのように担保されるのかが重要ではないか。
- ・ 国交省としても、そこが課題と認識している。堤防を低くする決定があるならば、それに伴うリスクを担保することも必要である。それがないと、被災した時に、何故、堤防が低いのかと問われてしまうことが懸念されるため、意思決定する方法の整理が必要。
- ・ 避難ビルなどについて、シミュレーション等で担保性を確認できるようにしないといけない。どうすれば等価の対策となるかを探る手法を検討して提示するのが、減災アセスメント小委員会である。
- ・ 人命であればそうであるが、資産被害になるとそうはいかない。
- ・ 和歌山県の取組は現行の津波法の枠組みと異なっているが、実情に即した取組なので、むしろ津波法の津波災害警戒区域の指定を和歌山県の方に合わせるべきではないか。また、指定することによるアドバンテージを示すことが必要で、風評被害のリスクを負うことを決めた時に、そのやる気を後押しするような施策が必要。
- ・ 外部専門家の活用を提案しているが、一般の人に専門知識を理解してもらうことも含めて本気で取り組むと相当の労力を要するため、その点を踏まえた表現ぶりにすべき。
- ・ まずは行政側の人材育成が必要で、その次に、外部アドバイザーを当てるといったことか。
- ・ 担保がいつも議論となるが、意思決定をした個人が負うべき責任なのかという社会的な議論が必要。前向きに議論できた成功事例について、何が成功要因なのか、どのように担保性をシェアしたのかなど、検討できると良い。
- ・ 砂浜の議論も同じであるが、総合化が重要であり、進んでは来ているが、進んだが故にうまくいっていないところもある。総合化を行うには、それぞれが自分の分野だけではなく、周りにちょっとお節介をしないといけない。

3 今後のスケジュール

- ・ 次回は、年度を開けてから4月以降に開催予定。

(以上)